

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議で情報共有をするとともに、いじめ防止週間にメール周知を行った。また、令和6年6月25日および9月5日に教職員向けの研修を行った。	令和7年4月23日～5月9日において、いじめ防止等の理解度確認テストを実施し、意識啓発を行った。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	令和6年度においては、7.30、10.3、10.7、10.28、1.8、2.20の計6回開催し、情報共有および各事例への対応方針を協議した。	引き続き定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年6月25日および9月5日に教職員向けの研修を実施した。当日参加できなかった教職員向けに、動画配信も行った。	引き続きスクールカウンセラーによる研修会を実施し、当日参加できなかった教職員向けに動画配信を行う。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教職員ポータルサイトに掲載しており、常時確認することができる。	教職員ポータルサイトに掲載し、日常的に確認することができる。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年間計画を策定し、教員会議で周知を行い、教職員ポータルサイトへ掲載も行った。	引き続き教員会議での周知と教職員ポータルサイトへの掲載を行う。またいじめアンケート時に併せて実施している「悲しい思いの申告」は、早期発見のツールとして今後も実施を続ける。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教員会議等で情報提供の依頼を行った。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供を呼びかけている。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止週間に於いて、機構のポータルサイトやガイドラインについて周知している。また、案件に応じて、いじめ防止対策委員会における役割分担も定めている。	いじめ防止週間に於いて、機構のポータルサイトやガイドラインについて周知している。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	教職員の持つ情報は学生相談室へ共有され、いじめ防止対策委員である室長より委員会に共有されている。	委員会において関係教職員に共有し、委員である学科長から学科内へ共有を行っている。	-
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度終盤で開催する委員会において検証し、次年度の実施計画に反映している。	いじめ防止等対策ポリシー及びいじめ防止等ガイドラインが改定されたことに伴い、本校のいじめ防止基本計画の改定を行った。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会、学生相談室で情報共有している。	いじめを把握するためのアンケート3回に加え、いじめに関する項目記載のある高専生活アンケートを2回実施し、いじめ防止対策委員会等で共有を行っている。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーに情報共有し、状況に応じて、委員会に出席していただく。また、いじめ防止対策用研修動画の中で教職員に対し情報共有を行っている。	スクールカウンセラーをいじめ防止対策委員会の構成員としている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止に関して、スクールソーシャルワーカーによる講演を6月に、スクールカウンセラーによる講演を10月に、録画形式で実施した。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	メール、Teamsを活用し、情報提供を行うとともに、リーフレットを作成し、学生、保護者に周知している。	いじめアンケートの冒頭で、毎回いじめの定義について確認を行い、リーフレットを送付し学生・保護者に周知を図っている。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生からの学生相談室への情報提供など、取組を行っている。	いじめアンケートや学生相談対応の中で取組を行っている。またリーダートレーニングに参加した学生に対しピアサポート的な指導も行っており、こちらも継続して実施していく。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページ等で周知するとともに、リーフレットを作成し送付している。	学生便覧およびホームページへのいじめ防止基本計画の掲載、保護者へのリーフレットの送付を継続して行う。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会内にて、説明内容、説明者を検討し、双方の保護者に説明を行っている。	引き続き、該当事案が発生した際には、いじめ防止対策委員会を中心に対応を行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議において、本校でのいじめ防止対策への取組を紹介し、連携体制を築いている。	引き続き運営諮問会議において取組の報告を行う。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	鳥羽警察署と「学校警察連絡制度」に関する協定書を結んでおり、連携体制ができています。	本協定以外に、県警への講演会の依頼、本校教員の県警サイバー犯罪対策アドバイザーへの就任など、連携を取っている。	-